

サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則

〔平成27年2月10日〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定
平成28年10月12日
一部改定

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「法」という。）第31条及び第32条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。

（提供しなければならない資料等）

第1条 法第31条第1項の規定に基づき関係行政機関の長がサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）に対して提供しなければならない資料又は情報は、次に掲げる事項に関するものとする。

一 当該行政機関又は当該行政機関が所管する独立行政法人若しくは法第13条に規定する指定法人において発生したサイバーセキュリティに関する事象に関する事項のうち、サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第1条に規定する特定重大事象に該当する事象に関する重要なものその他我が国のサイバーセキュリティの向上に資するもの

二 当該行政機関が所管する法第12条第2項第3号に規定する重要社会基盤事業者等において発生したサイバーセキュリティに関する事象に関する事項のうち、重要社会基盤事業者等のサービスの安定的かつ適切な提供に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事象に関する重要なものその他我が国のサイバーセキュリティの向上に資するもの

三 二に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する事項であって、本部の所掌事務の遂行に資すると当該行政機関の長が認めるもの

2 前項各号に掲げる事項の詳細その他法第31条第1項の規定の実施に必要な細目的事項については、内閣サイバーセキュリティセンターが関係行政機関に通知するものとする。

（特殊法人等の指定）

第2条 法第32条第1項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、別表のとおりとする。

（関係事務の処理等）

第3条 法第31条及び第32条の規定による事務は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。

2 法第31条又は第32条の規定により提供された資料、情報等に基づき法第27条第3項の規定による勧告を行う場合において、当該勧告及び同条第4項の規定による報告の求めに関する事務は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。

別表

沖縄振興開発金融公庫
沖縄科学技術大学院大学学園
株式会社地域経済活性化支援機構
原子力損害賠償・廃炉等支援機構
銀行等保有株式取得機構
預金保険機構
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
地方公共団体情報システム機構
地方公務員共済組合連合会
地方職員共済組合
都職員共済組合
全国市町村職員共済組合連合会
日本放送協会
日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
日本たばこ産業株式会社
株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策投資銀行
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
株式会社国際協力銀行
日本銀行
国家公務員共済組合連合会
公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
放送大学学園
日本年金機構
日本赤十字社
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
国民年金基金連合会
日本中央競馬会
農水産業協同組合貯金保険機構
株式会社商工組合中央金庫

日本アルコール産業株式会社
株式会社産業革新機構
株式会社海外需要開拓支援機構
北海道旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社
成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
新関西国際空港株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社